

農地中間管理事業

農地中間管理事業とは

県知事が指定した農地中間管理機構（群馬県農業公社）が、農地の中間的受け皿となり、農地を貸したい人（出し手）から農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図る担い手農家（受け手）へ農地を貸し付ける制度です。

農地中間管理事業のしくみ

出し手
（地権者）



※市街化区域以外にある
田・畑等が対象です。

高齢で農業をやめたいけれど、大切な農地を荒らすわけにはいかない。

相続した農地を誰かに貸したい。

地域内の農地を借りて規模を拡大したい。

バラバラな農地をまとめたい。

受け手
（耕作者）



地域の話し合い（**地域計画（地域農業の将来のあり方+目標地図）**の作成・見直し等）

マッチング

連携 協力

市町村、農業委員会、
ＪＡ、土地改良区等

連携 協力

公社が
借り入れ

賃料

公社が
貸し付け

借りたい農地のある市町村、農業委員会に相談してください。

◆公社の借り入れ期間は原則 10 年以上です。
（5 年まで短縮可）

群馬県農業公社
農地中間管理機構

農地の貸し借りの
手続きを行っています。

農地の借り入れ

出し手（地権者）による農用地利用集積等促進計画等への同意（記名・押印）、県の認可・公告等を経て、公社が借り入れます。

農地の貸し付け

受け手（耕作者）による農用地利用集積等促進計画等への同意（記名・押印）、県の認可・公告等を経て、公社を通して貸し付けられます。

●農地の貸し借りにおいて出し手（地権者）や受け手（耕作者）が行うべきこと

令和5年度より法律の一部改正が行われ、農地中間管理事業を活用するには地域計画を作成の上、地域計画に基づく農地の貸し借りの権利設定を農地中間管理機構が行います。

このため、地域計画（地域農業の将来のあり方＋目標地図）の見直しなどの機会に、出し手（地権者）は貸し出し意向を示し、受け手（耕作者）は借り受け意向を示す必要があります。

地域計画とは？地域計画の策定とは？

地域計画とは、農業従事者の高齢化や担い手不足といった課題解決のため、10年後を見据えた地域での話し合い（協議の場）をもとに、地域の目指すべき農地利用の姿を明確化した計画です。

地域計画を策定することが法定化され、県内全市町村で令和7年3月末までに策定されています。

地域計画（目標地図）の作成とは？

目標地図とは、地域の農地を効率的に利用するために、10年後の耕作者を農地一筆ごとに定めた地図であり、地域計画の一部です。10年後を見据えて各地域で話し合った結果として、地域の目指すべき農地利用のあり方を明確にするため策定されました。策定後は、定期的に（少なくとも年に1度）市町村により見直しを行います。

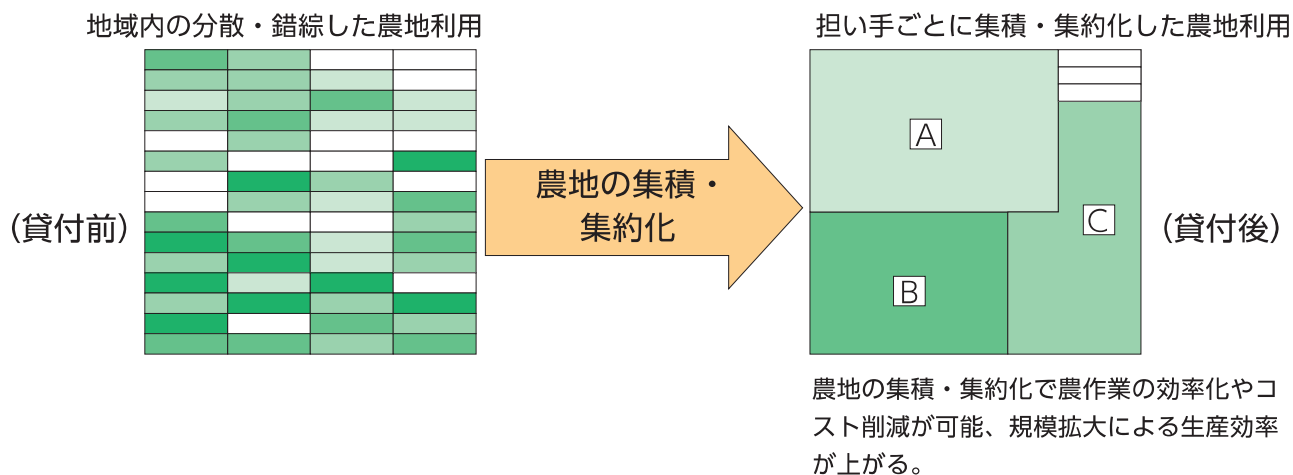
農地の貸借は、令和7年4月から、原則として農地中間管理事業により行うことになりました。

令和7年3月まで…市町村が作成した農用地利用集積計画による相対の農地の貸借も可
⇒ 令和7年4月以降…農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画に一本化

【農地中間管理事業活用の効果】

- 担い手への農地の集積と分散している農地の集約化
- 新規参入の促進
- 未活用農地の有効活用

集積・集約化のイメージ



農地中間管理事業活用のメリット

農地を貸したい方（出し手）

- 公的機関なので安心して農地を貸すことができます。
- 貸付期間満了後、農地は確実に戻ります。継続して貸付することもできます。
- 賃料が口座振込により確実に公社から支払われます。
- 一定の要件を満たせば「機構集積協力金」の交付対象になります。

農地を借りたい方（受け手）

- 長期に安定した農地の借入れができます。
- 賃料は、公社がまとめて出し手に支払うので事務が一本化できます。
- 農地の集約化により、経営の効率化につながります。
- スーパーL資金が5年間無利子になります。

機構集積協力金

地域に対する支援

地域集積協力金

地域で公社にまとめた農地を貸し付けた場合、その地域に対して協力金が交付されます。

集約化奨励金

公社からの転貸又は公社を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対して奨励金が交付されます。

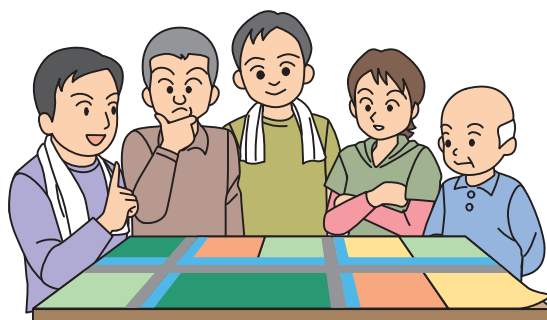
機構集積協力金の要件・交付単価などは、県又は農地が所在する市町村にお問い合わせください。

農地中間管理事業で借り受ける農地

- 市街化区域以外にある田・畑等であること
- 農用地の利用の効率化及び高度化に資すると見込まれるものであること
- 再生不能と判断される遊休農地など著しく利用が困難でないもの
- 当該農地の存する地域に十分な借受希望者が確認でき、貸し付ける可能性が著しく低い農地でないこと
- 農用地等の賃料が、農業委員会が提供を行っている賃料情報等から見て適切であること

※公社の借受期間は、原則として10年以上とします。

※原則として、農地の貸付が解除された後、1年間を経過しても借受希望者が見つからない場合は、出し手に農地をお返しします。



農地中間管理事業の受付窓口

1. 農地中間管理機構

組織名・担当部署	住 所	連絡先
公益財団法人 群馬県農業公社	前橋市総社町総社 2326-2	027-251-1220

2. 県

組織名・担当部署		住 所	連絡先
群馬県	農政部 農業構造政策課 企業参入・経営基盤強化係	前橋市大手町 1－1－1	027－898－2771
	中部農業事務所 担い手・園芸課 農政係	前橋市上細井町 2142－1	027－233－2045
	西部農業事務所 担い手・園芸課 農政係	高崎市台町 4－3	027－321－3600
	吾妻農業事務所 担い手・園芸課 農政係	吾妻郡中之条町大字中之条町 664	0279－75－2364
	利根沼田農業事務所 担い手・園芸課 農政係	沼田市薄根町 4412	0278－23－0338
	東部農業事務所 担い手・園芸課 農政係	太田市西本町 60－27	0276－31－2212

3. 市町村

組織名・担当部署		住 所	連絡先
前橋市	農業委員会事務局	前橋市大手町2－12－1	027－898－6733
高崎市	農政部 農林課	高崎市高松町35－1	027－321－1317
桐生市	産業経済部 農林振興課 農業振興担当	桐生市織姫町1－1	0277－32－4134
伊勢崎市	農政部 農政課 農地利用係	伊勢崎市今泉町2－410	0270－27－6272
太田市	農政部 農業政策課 農政係	太田市新田金井町29	0276－20－9714
沼田市	経済部 農林課 農業委員会事務局	沼田市下之町888	0278－23－2111
館林市	農業委員会事務局 農地係	館林市城町1－1	0276－47－5171
渋川市	産業観光部 農政課 農業政策係	渋川市石原80	0279－22－2593
藤岡市	経済部 農政課 農業振興係	藤岡市中栗須327	0274－40－2304
富岡市	経済産業部 農林課 農業振興係	富岡市富岡1460－1	0274－62－1511
安中市	農業委員会事務局 農業振興係	安中市安中1－23－13	027－382－1111（代）
みどり市	産業観光部 農林課 農政係	みどり市笠懸町阿左美1912-1	0277－76－1937
榛東村	産業振興課	北群馬郡榛東村大字新井790－1	0279－26－2559
吉岡町	産業観光課 農業振興室 農業委員会事務局	北群馬郡吉岡町下野田560	0279－54－3111
上野村	振興課	多野郡上野村大字川和11	0274－59－2111
神流町	産業建設課 農業係	多野郡神流町大字万場90－6	0274－57－2111
下仁田町	農林課 農業係	甘楽郡下仁田町大字下仁田682	0274－64－8806
南牧村	振興整備課 産業係	甘楽郡南牧村大字大日向1098	0274－87－2011
甘楽町	産業課 農林係	甘楽郡甘楽町大字小幡161－1	0274－74－3131
中之条町	農林課 農地係	吾妻郡中之条町大字中之条町1091	0279－75－8813
長野原町	農林課 農林係	吾妻郡長野原町大字長野原1340－1	0279－82－3035
嬬恋村	農林振興課 農業委員会事務局	吾妻郡嬬恋村大字大前110	0279－96－1256
草津町	総務課	吾妻郡草津町大字草津28	0279－88－0001
高山村	農林課	吾妻郡高山村大字中山2856－1	0279－26－7951（直）
東吾妻町	農業委員会	吾妻郡東吾妻町大字原町1046	0279－68－2111
片品村	農林建設課 農政係	利根郡片品村大字鎌田3967－3	0278－58－2113
川場村	田園整備課 農政係	利根郡川場村大字谷地3200	0278－25－5072
昭和村	産業課 農政係	利根郡昭和村大字糸井388	0278－25－3436
みなかみ町	農林課 農地利用係	利根郡みなかみ町月夜野938－1	0278－62－3644（直）
玉村町	経済産業課 農業委員会事務局	佐波郡玉村町大字下新田201	0270－64－7710
板倉町	産業振興課	邑楽郡板倉町大字板倉2682－1	0276－82－6137
明和町	産業振興課 農政係	邑楽郡明和町新里250－1	0276－84－3111
千代田町	産業振興課 農政係	邑楽郡千代田町大字赤岩1895－1	0276－86－7005
大泉町	農業振興課 農業振興係	邑楽郡大泉町日の出55－1	0276－63－3111
邑楽町	農業振興課 農政係	邑楽郡邑楽町大字中野 2570－1	0276－47－5027

4. その他

組織名・担当部署		住 所	連絡先
J A 前橋市	営農部 農産販売課	前橋市富田町 2400 － 1	027 － 261 － 3832
J A 佐波伊勢崎	営農支援課	伊勢崎市連取町 3096 － 1	0270 － 27 － 3030
JA 邑楽館林	営農部 営農指導課	館林市赤生田町 847	0276 － 73 － 4991
邑楽土地改良区	会計課	邑楽郡板倉町大字海老瀬 6122	0276 － 82 － 0518
(公財) 玉村町農業公社		佐波郡玉村町大字福島 471	0270 － 64 － 3122
牛の平土地改良区	(片品村農林建設課)	利根郡片品村大字鎌田 3967 － 3	0278 － 58 － 2113
(株) めいわ農業公社		邑楽郡明和町新里 250 － 1	0276 － 84 － 3111

(令和 7 年 7 月修正)



農業公社
YouTube
チャンネル

公益財団法人 群馬県農業公社
群馬県農地中間管理機構

〒371-0852 群馬県前橋市総社町総社 2326-2 (群馬県蚕糸技術センター内)
TEL:027-251-1220 FAX:027-251-0677 URL:<https://www.gnk.or.jp/>



農業公社 HP